

杉並区ベビーシッター利用支援事業

(一時預かり利用支援)のご案内

東京都の補助制度を活用し、対象児童を育てている保護者が東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者のベビーシッターを利用する場合の利用料について、その費用の一部を補助します。

令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日利用分)の最終申請期限は令和9年4月15日(木)となります。期限後の申請はいかなる理由でも受付できませんので、余裕をもった申請をお願いします。

1 事業内容

(1) 利用できる方

対象児童(1(2)参照)及びその保護者が杉並区内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当する方。

- ・日常生活上の突発的な事情、社会参加等により一時的に保育を必要としている保護者。
- ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要としている保護者。

(2) 対象児童

- ・未就学児
- ・病児・病後児(小学校1～3年生まで)
- ・学童クラブの入会が不承認となった児童(小学校1～3年生まで)

(3) 補助金額・上限

対象児童1人につき年度当たり **144時間**まで(多胎児の場合は対象児童1人につき年度当たり **288時間**まで)

○午前7時から午後10時まで: **1時間当たり 2,500円**(税込)を上限に補助

○午後10時から午前7時まで: **1時間当たり 3,500円**(税込)を上限に補助

(4) 補助対象となる料金

対象のベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)

- ・保育サービスは児童の保育に限るため、家事援助、保育を伴わない送迎のみの利用は補助対象外です。
- ・クーポンや福利厚生制度等を利用した場合は、減額された後の保育料が補助対象となります。

補助対象外

- ※入会金、月会費
- ※キャンセル料
- ※保険料
- ※交通費
- ※おむつ代等の実費
- ※支払いに杉並子育て応援券を使用した場合(一部使用も含む)
- ※事前面談料金、予約料金(オーダー手数料・直前予約料金等)
- ※実際に利用していない時間の予約に係る料金
- ※各種オプション料金(遠方料金・自宅外保育の追加経費・学習指導等)
- ※特定のオプション料金は補助対象になる場合があります。

(5) 保育基準

①対象児童1人につきベビーシッター1人による保育であるとき。

※例外として、対象児童のきょうだい小学生であるときは、契約時に保護者の同意がある場合に限り、ベビーシッター1人で小学生を含めて保育することが可能です。(小学生の人数に制限はありませんが、補助対象となる小学生は、上記「(2)対象児童」に該当する場合のみです。)

②対象児童とそのきょうだいを、保護者とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、かつ、契約時に保護者の同意があるとき。

(6) 対象事業者

東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者の利用分が補助対象です。具体的な対象事業者は右記2次元コードからご確認ください。



対象事業者
一覧はこちら

2 利用の流れ

(1) ベビーシッター事業者と契約する

認定事業者から事業者を選び、直接契約します。契約の際に東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい旨を必ずお伝えください。

利用する前に、こども家庭庁が定める

「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を必ずご確認ください。



こども家庭庁の
ホームページは
こちらからご覧ください

(2) ベビーシッターを利用する

(3) 区へ申請書類を提出する（電子申請）

※電子申請での申請が難しい場合は問合せ先へご連絡ください



こちらの専用フォームから
電子申請をしてください

(ア) 利用内訳書

(イ) 事業者が発行した領収書

児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳を確認します。領収書にそれらの記載がない場合は領収書と併せて利用明細書を提出してください。

(ウ) 事業者が発行したベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）要件証明書

(エ) 【該当者のみ】勤務先の福利厚生による補助及びクーポン等の割引を受けたことが分かる書類

(オ) 本人確認書類（運転免許証、パスポート、住民票、マイナンバーカードの表面など）

(カ) 振込先口座情報が分かる資料（金融機関・支店・口座番号・名義人名が分かるもの）

(キ) 【病児・病後児（小1～3）】領収書や利用明細書に病児・病後時のオプションに関する記載があるもの又はシッターの報告書（シッターレポート等）に病児・病後児であることが分かるもの

(ク) 【学童クラブの入会が不承認となった児童（小1～3）】学童クラブ入会等不承認通知書

(4) 申請書類の審査後、区から交付決定通知書が送付され、指定の口座で補助金を受け取る

3 補助金の支払いスケジュール（令和8年度）

補助金の交付予定時期は、申請月の翌月末～翌々月中旬頃です。

申請は利用日の翌月以降可能ですが、受付は7月開始のため、7月～最終申請期限までに余裕をもって申請をしてください。

| 申請時期 | 交付時期（申請に不備がない場合） |
|--------------------------------|------------------|
| 令和8年7月1日～31日 | 8月下旬～9月中旬 |
| 令和8年8月1日～31日 | 9月下旬～10月中旬 |
| ⋮ | ⋮ |
| 令和9年3月1日～31日 | 4月下旬～5月中旬 |
| 令和9年4月1日～ 4月15日 ※最終申請期限 | 5月下旬 |

※領収書等の発行が最終申請期限に間に合わない場合は、不足書類（間に合わない領収書等）の申請予定日をフォーム上に入力して、それ以外の申請書類を添付して期限内に申請してください。最終申請期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付することができませんので、余裕をもった申請をお願いします。また、同じ月の利用分を複数回に分けて申請はできませんので、ご注意ください。

区公式ホームページ



4 問合せ先（コールセンター）

杉並区ベビーシッター利用支援事業事務局（委託事業者：アデコ株式会社）

電話：0120-425-937（午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く））

事業の詳細は区ホームページをご覧ください。

ご不明な点がございましたらお問合せください。